

千種川洪水浸水想定区域図 について

平成30年3月

兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所

目次

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 水防法の一部改正と浸水想定区域図の位置づけ | 1 |
| 2. 既往公表の浸水想定区域図との主な変更点等 | 3 |
| 3. 今後の予定 | 5 |
| 4. 各市町の地域防災計画に定めるべき事項 | 6 |
| 5. 参考資料 | 7 |

1. 水防法の一部改正と浸水想定区域図の位置づけ

(1) 水防法改正の経緯と新たに作成する浸水想定区域図

背景

地球温暖化などによる気候変動により水災害の頻発化、激甚化などが懸念



平成23年台風12号 熊野川高岡地区の輪中堤の倒壊

方向性

- ・津波対策では東日本大震災を踏まえ最大クラスの津波に対しては命を守るという考え方に基づき、まちづくり等が進められている。
- ・平成27年2月、社会資本整備審議会から「水災害分野における気候変動適応策のあり方について」の中間とりまとめ。
- ・**想定し得る最大規模の洪水**に対する避難体制等の充実・強化。

改正の概要

水防法の改正
《平成27年7月19日施行》

- 現行の洪水に係る浸水想定区域について、**想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表**（現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域）

水防法の再改正
《平成29年6月19日施行》

- 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築（水害対応タイムライン等）
- 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

告示する内容

（水防法第14条の改正に伴い河川管理者が告示（公表）するもの）

| 洪水浸水想定区域図等に記載すべき事項 | 根拠法令等 |
|--|------------------|
| ・ 想定最大規模降雨 による浸水区域、浸水深 | 水防法第14条 |
| ・ 浸水継続時間 （想定最大規模降雨による） | 水防法施行規則第2条 |
| ・ 計画規模降雨 による浸水区域、浸水深 | |
| ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域 （想定最大規模降雨による氾濫流、河岸侵食） | 洪水浸水想定区域図作成マニュアル |

千種川では、水防法第11条第1項の規定による**洪水予報河川区間**（河口～鞍居川合流点）、同法第13条第2項の規定による**水位周知河川区間**（鞍居川合流点～千種川最上流端）を対象として洪水浸水想定区域図を作成します。

1. 水防法の一部改正と浸水想定区域図の位置づけ

(2) 水防法改正の一部抜粋

| 水防法(昭和24年法律第193号) 水防法等の一部を改正する法律(平成27年7月19日施行) | 水防法施行規則(平成12年建設省令第44号) (平成27年7月19日施行国土交通省令第54号) |
|---|--|
| <p>(洪水浸水想定区域) 第14条</p> <p>国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項^{※1}又は第13条第2項^{※2}の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第1項において同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>※1 第11条第1項：洪水予報河川 ※2 第13条第2項：水位周知河川</p> <p>2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。</p> <p>3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、<u>国土交通省令で定めるところにより</u>、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。</p> | <p>(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項) 第2条</p> <p>法第14条第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 指定の区域 二 浸水した場合に想定される水深 三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間 四 河川法施行令第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨(第3条第2項において「計画降雨」という。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深 <p>(洪水浸水想定区域等の公表) 第3条</p> <p>法第14条第3項の規定による同条第2項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。</p> |

国土交通省告示第869号(平成27年7月19日施行)

「想定し得る最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示」(抜粋)

第1 想定最大規模降雨

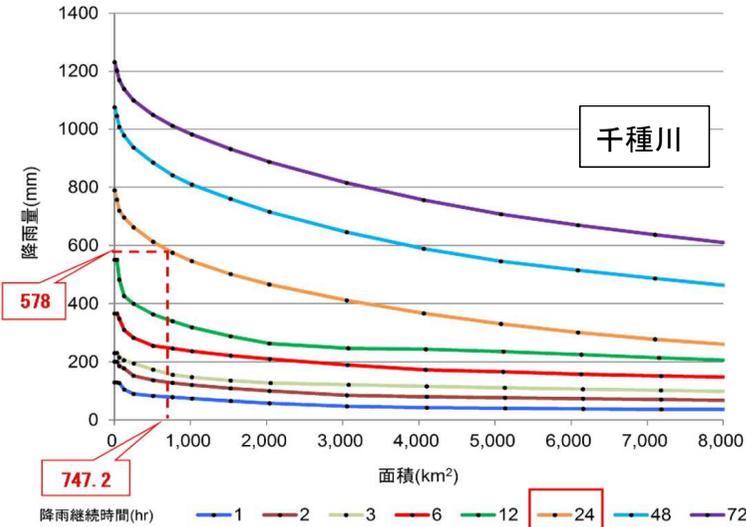
水防法第14条第1項及び第14条の2第1項に規定する**想定最大規模降雨**は、主要地点ごとに、当該主要地点等より上流の部分の流域又は排水施設等の排水区域並びに当該集水域を分けて定める区域ごとの一定の時間ごとの降雨量の分布により定めるものとする。

第2 総降雨量

集水域の総降雨量は、別表第1から第15に定める地域別、面積別及び降雨継続時間別の最大降雨量のうち、当該集水域の存する**地域**、当該集水域の**面積**及び当該集水域の**降雨継続時間**に相当するものを定めるものとする。

2 前項の規定により定める総降雨量が、当該集水域における年超過確率0.1%程度の降雨量を大きく下回る場合は、前項の規定に関わらず、当該集水域における**年超過確率0.1%程度の降雨量**を総降雨量として定めることができる。

2. 既往公表の浸水想定区域図との主な変更点

| 項目 | 既往公表(H20.) | 今回検討 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|------------|------------|-------------------------|-----------|----------|------------|-----|----|-------|------------|------------|------------|
| 想定最大規模降雨量 | 設定なし ➤ 想定最大規模降雨量の設定は、地域毎に統計データから求めた最大降雨量を算定し、各流域における1/1000降雨量と比較して大きい方を想定最大規模降雨量として決定することとなっている。 ➤ 「⑪瀬戸内」のグラフを活用して想定最大規模降雨量を算定すると578mm/24hrとなり、千種川流域における1/1000降雨量の346mm/24hrを上回っていることから、想定最大規模降雨量は578mm/24hrを採用した。 | <table border="1" data-bbox="1169 619 2101 786"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>流域面積 (km²)</th> <th>想定最大規模降雨量</th> <th>1/1000雨量</th> <th>計画降雨量 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千種川</td> <td>木津</td> <td>747.2</td> <td>578mm/24hr</td> <td>346mm/24hr</td> <td>265mm/24hr</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1393 853 1850 890"> 地域ごとの最大降雨量 (⑪瀬戸内) </div>  | 河川名 | 地点名 | 流域面積 (km ²) | 想定最大規模降雨量 | 1/1000雨量 | 計画降雨量 (参考) | 千種川 | 木津 | 747.2 | 578mm/24hr | 346mm/24hr | 265mm/24hr |
| 河川名 | 地点名 | 流域面積 (km ²) | 想定最大規模降雨量 | 1/1000雨量 | 計画降雨量 (参考) | | | | | | | | | |
| 千種川 | 木津 | 747.2 | 578mm/24hr | 346mm/24hr | 265mm/24hr | | | | | | | | | |

出典) 浸水想定(洪水、内水)の作成等のための想定最大外力の設定方法(平成27年7月)

2. 既往公表の浸水想定区域図との主な変更点

| 項目 | 既往公表(H20.) | 今回検討 |
|-------------|--|------|
| 浸水区域と浸水深の設定 | <p style="text-align: center;">共通</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> <p>(全堤防決壊地点の重ね合わせイメージ)</p>  <p style="text-align: center;">洪水浸水想定区域図作成のイメージ</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>く区域及び浸水深の最大を表示。</p> <p>重ね合わせ ←</p> </div> <div style="width: 45%;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">堤防決壊地点: A</div>  <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">堤防決壊地点: B</div>  <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">堤防決壊地点: C</div>  </div> </div> </div> | |

3. 今後の予定

- 光都土木管内の全ての河川(61河川)を対象に洪水浸水想定区域図等を作成する。
- 既に完了した千種川及び作成時期未定の8河川を除く52河川については、H29補正予算を活用し、H30年度に洪水浸水想定区域図等を作成予定。

| No. | 水系名 | 河川名 | No. | 水系名 | 河川名 | No. | 水系名 | 河川名 | |
|-----|------|--------|-----|-----|------|-----|-----|--------|-----|
| 1 | 亀の尾川 | 亀の尾川 | 21 | 千種川 | 安室川 | 41 | 千種川 | 淀川 | |
| 2 | 大谷川 | 大谷川 | 22 | | 梨ヶ原川 | 42 | | 末包川 | |
| 3 | 芋谷川 | 芋谷川 | 23 | | 鞍居川 | 43 | | 金近川 | |
| 4 | | 普光沢川 | 24 | | 大富川 | 44 | | 長谷川 | |
| 5 | | 鮎婦川 | 25 | | 梅谷川 | 45 | | 庵川 | |
| 6 | | 岩谷川 | 26 | | 杉尾川 | 46 | | 滝谷川 | |
| 7 | | 構谷川 | 27 | | カチジ川 | 47 | | 東谷川 | |
| 8 | 佐方川 | 佐方川 | 28 | | 岩木川 | 48 | | 滝谷川 | |
| 9 | | 西矢野谷川 | 29 | | 細野川 | 49 | | 大下り川 | |
| 10 | 千種川 | 千種川 | 30 | | 佐用川 | 50 | | 志文川 | |
| 11 | | 加里川放水路 | 31 | | 秋里川 | 51 | | 弦谷川 | |
| 12 | | 加里川 | 32 | | 大日山川 | 52 | | 角亀川 | |
| 13 | | 新川 | 33 | | 須安川 | 53 | | 本郷川 | |
| 14 | | 高雄川 | 34 | | 幕山川 | 54 | | 鎌倉川 | |
| 15 | | 長谷川 | 35 | | 桜山川 | 55 | | 大津川 | 大津川 |
| 16 | | 矢野川 | 36 | | 大地川 | 56 | | | 塩屋川 |
| 17 | | 小河川 | 37 | | 熊井川 | 57 | 権現川 | | |
| 18 | | 能下川 | 38 | | 山田川 | 58 | 柿山川 | | |
| 19 | | 榊川 | 39 | | 江川川 | 59 | 亀谷川 | | |
| 20 | | 高田川 | 40 | | 西河内川 | 60 | 梶山川 | | |
| | | | | | | 61 | | 大津湯ノ内川 | |

H29完了
作成時期未定

4. 各市町の地域防災計画に定めるべき事項

| 地域防災計画に定めるべき事項 | 根拠法令等 |
|---|---------|
| ・洪水予報等の伝達事項 | 水防法第15条 |
| ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 | |
| ・洪水に係る避難訓練の実施に関する事項 | |
| ・浸水想定区域内に存在する地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等の名称・場所 | |

水防法(昭和24年法律第193号) 水防法等の一部を改正する法律(平成27年7月19日施行)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条

市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。(中略)

- 一 洪水予報等(第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項、第13条の2若しくは第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

(中略)

- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(中略)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項